



令和7年4月現在

制度	取得の可否		妊娠	産休開始	出産	産休明け	1歳	3歳	小学入学	小3修了	小6修了	介護	制度の概要
	有給・無給	男性											
妊娠・出産のための制度	・休憩時間の短縮	-	○										交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる妊娠中の女性職員について、休憩時間を短縮することができる
	・妊産婦の時間外勤務、深夜勤務、休日勤務の免除	-	○										時間外勤務、深夜勤務、休日勤務を制限できる
	・妊産婦の健康診査・保健指導による職務専念免除	-	○										保健指導又は健康診査を受診するために勤務しないことができる
	・妊娠中の休息・補食	-	○										母体又は胎児の健康保持のため、適宜休息し又は補食するために必要な時間、勤務しないことができる
	・妊娠中の通勤緩和	-	○										通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合は、始業、終業時に勤務しないことができる(1日を通じて1時間を超えない範囲内)
	・産前休暇	-	○										6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に産前予定の女性職員に与えられる休暇
	・産後休暇	-	○										出産した女性職員に与えられる休暇(出産直後の女性職員を就業させてはならない)
育児のための制度	・育児(保育)時間休暇	○	○										授乳や託児所等への送迎等を行う場合に取得できる(1日2回それぞれ30分以内 ※1日1回1時間の取得可) 男性職員は配偶者(妻)が取得した時間を差し引いた時間の範囲内で取得できる
	・妻の出産に伴う休暇	○	-										妻の出産に伴う入院等の付添い等を行う場合に取得できる(妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間)
	・育児参加のための休暇	○	-										妻が産後8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から出産の日以後1年を経過する日までの期間
	・子の看護等休暇	○	○										子の看護等をする場合に1暦年において5日の範囲内で取得できる(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、1暦年において10日の範囲内)
	・出生時育児休業制度	○	○										産後休暇を取得していない職員、任期付研究員で、子の出生後8週間以内に4週間まで取得できる(任期付研究員は、出生日から起算して8週間を経過する日の翌日から6ヶ月を経過する日までに、その雇用契約が満了することが明らかでない者に限る)
	・育児休業制度	○	○										3歳(任期付研究員にあっては1歳6ヶ月。特別な理由がある場合は2歳)に達するまでの子を養育する職員が、その子を養育するため一定期間休業できる
	・育児短時間勤務	○	○										小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を養育するために1日の勤務時間あるいは週の勤務時間の一部を勤務しないことができる
	・育児部分休業制度	○	○										小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を養育するために1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる(1日2時間以内)
育児・介護のための制度	・深夜勤務の制限	○	○										子の養育又は家族の介護を行う職員について、深夜勤務(午後10時から翌日5時まで)を制限できる
	・時間外勤務の免除	○	○										子の養育又は家族の介護を行う職員について、時間外勤務を制限できる
	・時間外勤務の制限	○	○										子の養育又は家族の介護を行う職員について、時間外勤務を月24時間、年150時間以内に制限できる
	・休憩時間の短縮	○	○										小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、小学校に就学している子を迎え又は送りに行く職員、介護する職員について、休憩時間を短縮することができる
	・フレックス勤務	○	○										小学校に就学している子を養育している職員、介護休暇の対象となる職員は、育児介護のフレックスが取得できる ・コアタイム:10時~12時 ・週1日は土日に加え休日にはできない
介護のための制度	・介護休暇	○	○										要介護対象家族を介護する場合に1暦年において5日(要介護者が2人以上の場合1暦年において10日)の範囲内で取得できる
	・介護休業制度	○	○										要介護対象家族1人につき一の要介護状態ごとに通算6月(任期付研究員にあっては要介護対象家族1人につき通算93日)の期間内において休業できる(3回を上限として分割取得可能)
	・介護部分休業制度	○	○										介護休業とは別に、要介護対象家族1人につき一の要介護状態ごとに(任期付研究員にあっては要介護対象家族1人につき)利用開始から連続する3年の期間内において、30分(始業又は終業までの連続した2時間の範囲内)を単位として休業できる

女性が取得できる期間  
 男性が取得できる期間  
 男女とも取得できる期間